～11月は児童虐待防止推進月間です～

守るのは 気づいたあなたの その勇気

子どもの身体や心を傷つけ、生涯にわたり深刻な影響をあたえる子ども虐待。子ども虐待は増加の一途をたどり、悲惨な事件が後を絶ちません。平成22年度は全国で約50人の子どもの命が奪われました。

不安や心配は一人で抱えず、思いきってSOSを出してください。

問 福祉課 ☎84－0316

虐待としつけは違います

しつけとは、基本的な生活習慣のルール・マナーなど、生きていくために必要なことを子どもが身につけられるよう働きかけることです。**体罰を正当化する、ことばによる脅しによって子どもを追いつめ、保護者に従わせることではありません。**

虐待を疑われる保護者の多くは、「しつけのため」と主張します。しかし、保護者がしつけのつもりでも、その行為が子どもの心身を傷つけ、成長を妨げるものであれば、虐待なのです

不安や悩みをひとりで抱えない

子育ては思うようにいかないもの。さまざまな不安や悩みを一人で抱え込んでいたらストレスは膨らむばかりです。

そのストレスを子どもにぶつけてしまう前に、思いきってSOSを出しましょう。「自分の子どもなのにかわいいと思えない」「言うことを聞かないのでつい手を出してしまう」などストレスがたまることで余裕がなくなり、ささいなことで感情がコントロールしにくくなり自己嫌悪を繰り返すことになります。あなたの気持ちを、勇気を出して信頼できる人に話してみてください。

周囲の皆さんの気付きも大切です

虐待は隠されていることがほとんどです。虐待している保護者も受けている子どもも自ら助けを求めることは、なかなかできません。子ども虐待は、ごく普通の家庭で、もしかしたらあなたの身近なところで起きているかもしれません。表面化しにくい虐待をくい止めるには、**皆さんの気付きがとても大切です。**

■ どんな行為を虐待というのでしょうか

○殴る　○蹴る　○投げ落とす　○たばこの火を押し当てる　○戸外に締め出す
○子どもへの性交　○性的暴行　○性器や性交を見せる　○ポルノグラフティの被写体に強要する
○適切な食事を与えない　○極端な不潔な環境の中で生活させる
○乳幼児を家に残してたびたび外出したり、車の中に放置したりする
○家に閉じ込める（子どもの意思に反して学校に行かせない　など）
○重大な病気やケガをしていても、病院につれていかない
○脅迫する　○無視や、拒否的な態度を示す　など

■ 虐待かも？と思ったら・手をあげてしまいつらいと悩むとき、ぜひ相談してください

開成町福祉課	☎84－0316	かながわ子ども虐待ナイトライン	☎0466－83－5550（20時から翌朝９時 虐待通報のみに対応）
小田原児童相談所	☎32－8000（代表）	子ども110番（テレホン相談）	☎0466－84－7000
全国子育て・虐待防止ホットライン	☎0570－011－077	児童相談所全国共通ダイアル	☎0670－064－000

高齢者への虐待をなくそう

近年、高齢者が家族など身近な介護者から暴力などを受ける「高齢者虐待」が増加し社会問題になっています。

問 福祉課 ☎84－0316

どんなことが高齢者虐待なのでしょう

虐待は暴力をふるうことだけではありません。家族や介護者など身近な人から不適切な扱いをされて、高齢者の心身の健康が損なわれている状態のことをいいます。

高齢者虐待はなぜ起こるのか

介護の負担や家族の病気、経済状況の変化などから、高齢者と介護者の間の人間関係のバランスが崩れ、さらに生活上のストレスが複雑にからみあって虐待が起こるといわれています。

殴る蹴るなどの暴力
身体

高齢者を叱りつける・無視する
心理

年金などを勝手に使ってしまう
経済

劣悪な環境で放置
放棄・放任

虐待の主な種類

・身体的虐待　・心理的虐待　・性的虐待　・経済的虐待　・介護・世話の放棄・放任

認知症高齢者を介護されている方へ

認知症とは記憶や見当識（時間や場所、人などについて正しく認識すること）、判断力などに障害が現れる脳の病気です。記憶力の障害から同じことを何度も聞き返したり、覚えることができなかったりします。

認知症の特徴から「どうしてこんな行動をするのだろう」「言うことを聞いてくれない」などついつい考えてしまい、介護者がつらく当たってしまうこともあります。

早い時期に医療機関での診断を受け、介護保険のサービスを利用しながら、無理せず介護を抱え込まないことも大切です。認知症かな？今までと様子が変わったかな？と思ったら、早めに相談窓口を利用しましょう。

ご存知ですか 成年後見制度

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などの理由で、本人の判断能力が不十分である方の財産や権利を保護し、支援するものです。

具体的には、家庭裁判所が選任した成年後見人が代理人となり、不動産や預貯金の財産管理・処分、施設などの入所契約など本人の利益を考えた契約などの法律行為、本人が行った不利益な法律行為を取り消すことができます。例えば認知症高齢者が高額な物品を訪問販売等で契約し、財産搾取された行為を取り消すことができるようになります。

成年後見の申立てを行えるのは、本人および配偶者、4親等以内の親族です。

ご相談ください

介護の方法や介護保険、福祉サービスの利用、介護上の悩みなどは左記までご相談ください。

また平成18年に高齢者虐待防止法が試行されたことに伴い、虐待を発見した場合は通報する義務があります。心配なことがありましたら、ご連絡ください。

高齢者に関する相談窓口

- 高齢者虐待通報先
  開成町福祉課　☎(84)0316
- 介護保険の利用、総合相談
  開成町保険健康課
  地域包括支援センター　☎(84)0320
- 認知症相談および精神保健相談
  足柄上保健福祉事務所
  保健予防課（予約制　月２回）
  ☎(83)5111(代)
- 認知症疾患医療センター
  （東海大学医学部付属病院）
  ☎0463(93)1121(代)